

新宿区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の推進体制

1 新宿区高齢者保健福祉推進協議会の設置目的

新宿区では、高齢者の自立を支援し、高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることを目的として、区の高齢者保健福祉施策及び介護保険サービス体制整備における基本的な考え方や目標を定めた。また、その実現に向けた施策を体系的に整理するとともに、取組の方向性を明らかにするために平成27年3月に「新宿区高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画」（以下「現計画」という）を策定した。

この現計画を推進していくためには、計画の達成状況を点検し、その結果に基づいて必要な対策を講じていく必要がある。また、平成30年度からの「新宿区高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下「次期計画」という）の策定に向け、以下のとおり平成27年7月に「新宿区高齢者保健福祉推進協議会」（以下「推進協議会」という）を設置し、運営する。

2 推進協議会の役割と運営

(1) 委員の役割

推進協議会に出席し、現計画の進行管理に関する意見を述べ、次期計画の策定についての検討等を行う。

(2) 委員数 21名以内

(3) 委員構成及び人数

ア 学識経験者	4名以内
イ 弁護士	1名
ウ 公募区民	5名以内
エ 各種団体構成員	11名以内

(4) 委員の選任について

ア 公募区民について

一次選定（作文）・二次選定（面接）を行い決定

イ 各種団体構成員について

各団体の推薦を受け決定

(5) 委員の任期

3年（平成27年7月24日～平成30年7月23日）

3 現計画の推進に向けた行政の体制等

(1) 新宿区高齢者保健福祉推進会議等の運営

現計画の効果的な取組みを推進するため、庁内の体制として「新宿区高齢者保健福祉推進会議」「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」「新宿区高齢者保健福祉計画調整部会」を運営する。

「新宿区高齢者保健福祉推進会議」は、区の高齢者保健福祉施策に関わる総合調整を行う。「新宿区高齢者保健福祉計画連絡会議」及び「新宿区高齢者保健計画調整部会」は、現計画の推進に向けた関係部署との情報共有等を図るとともに、次期計画の策定に向けて取り組む。

(2) 国・東京都への要望

区は、高齢者福祉施策及び介護保険事業の円滑な実施のために必要な事項に関する要望を国や東京都に対して行う。

また、介護が必要な高齢者が増加するなかで、喫緊の課題となっている介護人材の確保・育成に関する事項についても、問題点の指摘や要望を行う。